

公 告

多治見市豊岡駐車場内壁面に広告板を設置し、広告掲出事業を実施する広告取扱業者の募集について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 31 日

多治見市長 高木 貴行

1 入札物件

(1) 事業番号

多広委第 4 号

(2) 事業名

多治見市豊岡駐車場内壁面広告募集取扱業務委託

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 13 年 3 月 31 日(月)まで(5 年間)

広告板設置等の準備期間及び期間満了に伴う原状回復に要する期間も契約期間に含む

(4) 広告掲出場所及び規格

豊岡駐車場

① 1 階エレベーターホール

広告板を含め H841mm×W594 mm (A1 判)程度の大きさ - 1 箇所

② エレベーター内

広告板を含め H841mm×W594 mm (A1 判)程度の大きさ - 1 箇所

2 広告掲出の方法・仕様等

広告取扱業者は、広告掲出場所に広告板(フレーム)を設置するものとし、その仕様及び設置方法は次のとおりとする。

- (1) フレーム素材はアルミ材とし、広告面は透明アクリル板で保護すること
- (2) フレームは角丸加工を施すこと
- (3) 公告板の設置は、ビス等での壁面固定又は強力な両面粘着シートにより壁面に貼り付けること(ビス打ちの際は目立たない場所にするなど配慮すること)
- (4) その他、広告板の設置について市の指示に従うこと

3 広告取扱業者の業務

- (1) 広告主の募集、広告板の作成、設置、維持管理及び撤去を広告取扱業者の負担で行うこと。
- (2) 広告の掲出及び撤去を行うこと。
- (3) 広告の掲出は、多治見市広告掲載取扱要綱、多治見市庁舎に掲出する広告に関する要綱の基準に適合するものとし、同要綱中「広告掲載申請書」(別記様式第1号)に広告原案を添えて市に提出し、承認を得ること。
- (4) 故障、広告内容への問い合わせ及び苦情に備え、広告板に連絡先を明記するとともに、広告取扱業者の責任において対応すること。
- (5) 本業務の履行にあたり、第三者に及ぼした損害については、天災地変又は社会的事変等の受注者の責めに帰すことができない場合を除き、受注者がその損害を賠償しなければならない。

4 入札参加資格

- (1) 令和7～9年度多治見市入札参加資格者名簿に登録がある場合、入札公告の日から落札決定までの間において、多治見市指名停止措置要領(平成2年7月31日告示第45号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 令和7～9年度多治見市入札参加資格者名簿に登録がない場合、入札公告の日から落札決定までの間において、多治見市指名停止措置要領(平成2年7

月 31 日告示第 45 号) 別表第 2 第 1 号から第 5 号までに該当する事由で、他市町村において指名停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。

(3) 国税及び市税の未納がないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者。

イ 過去 2 年以内に地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当した者。

5 入札参加申込みの受付

(1) 申込方法

ア 郵送で申し込む場合

(ア) 申込受付期間

令和 7 年 11 月 1 日(土)から 11 月 22 日(土)まで 必着

(イ) 送付先

〒507-8703 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地 多治見市企画部財政課宛

(ウ) 注意事項

郵送による申込の場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「入札参加申込書等在中」と朱書きするとともに、申込者名を記載し書留、簡易書留又はレターパックプラスにより送付すること。

イ 持参する場合

(ア) 申込受付期間

令和 7 年 11 月 4 日(月)から 11 月 21 日(金)まで

土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(イ) 提出先

〒507-8703 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地 本庁舎 4F 財政課窓口

(2) 提出書類

ア 広告取扱業者選定に係る一般競争入札参加申請書(第1号様式)

イ 国税及び市税の未納がないことの証明書又はその写し

(発行から3か月以内のもの)

(ア) 国税について

税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

(イ) 市区町村税について

営業所所在地の市区町村が発行する市区町村税の未納がないことの証明書

ウ 法人又は個人に関する証明書又はその写し

(ア) 法人の場合

商業・法人登記現在又は履歴事項全部証明書

(イ) 個人の場合

個人の代表者の本籍を置く市区町村で発行される身分(身元)証明書

(3) 決定の通知

入札参加申込審査の結果、入札参加の可否について一般競争入札参加資格審査結果調書(第2号様式)により申込者に書面で通知する。

(4) その他

ア 電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

イ 提出された書類は原則として返却をしない。

ウ 令和7～9年度多治見市競争入札参加資格者名簿に登録のある業者については、本公告中5-(2)-イ及びウで示した各書類の提出は省略可とする。

6 入札による広告取扱業者の決定(郵便入札)

(1) 入札書受付開始日時 令和7年11月24日(月) 午前10時から

(2) 入札書受付終了日時 令和7年12月4日(木) 午後4時まで

(3) 開札日時及び場所 令和7年12月5日(金) 午前9時

(4) 入札書に記入する金額

本公告中1-(4)で示した広告掲載場所2箇所について、1か月あたりの広告料の合計額を記入すること

(5) 提出書類 入札書(封筒に封入したもの)

ア 郵送する場合

(ア) 送付先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市企画部財政課宛

(イ) 注意事項

郵送による場合は、封緘した入札書を封筒に入れ、封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、申込者名を記載し書留、簡易書留又はレターパックプラスにより送付すること。

イ 持参する場合

(ア) 受付時間

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 本庁舎 4F 財政課窓口

(6) 入札最低価格

月額 8,000 円(消費税及び地方消費税額を含む)

(7) 取扱業者の決定

入札最低価格以上の額で最も入札価格の高い者を取扱業者として決定する。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、多治見市郵便入札実施要領第9条に規定するくじにより決定する。

8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

多治見市契約規則(昭和39年4月1日規則第6号)第11条第3号の規定により入札保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

多治見市契約規則(昭和39年4月1日規則第6号)第30条第4号の規定により契約保証金の納付は免除する。

9 入札に係る注意事項

- (1) 入札は、所定の入札書を使用すること。
- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆及びシャープペンシルは使用しないこと。
- (3) 入札書には消費税込みの金額を記載すること。（落札者は入札価格がそのまま契約金額となる）
- (4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお、金額の訂正はできない。
- (5) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 広告取扱業者選定に係る一般競争入札参加申請書を提出していない者のした入札。
 - イ 入札参加者の資格を有しない者のした入札。
 - ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札。
 - エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札。
 - オ 入札書の入札金額及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認し難いもの、その他主要な事項が確認できないもの。
 - カ 入札書の金額が入札最低価格に達しないもの。
 - キ 虚偽の事実を記載した者のした入札。
 - ク 担当職員の指示に従わなかった者の入札。
 - ケ 記名、押印のない入札書による入札。
- (8) 入札申込者が1者の場合も入札を実施する。
- (9) 入札申込者数の事前公表は行わない。
- (10) 行政財産目的外使用料は広告料に含む。

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

11 契約書の作成の要否 要

12 暴力団の排除について

(1) 契約の締結

入札公告の日から契約締結の日までの期間において、「多治見市暴力団排除条例」（平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号）又は「多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成 22 年 11 月 8 日告示第 200 号）（以下「排除条例等」という。）に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(1) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、排除条例等に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(2) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに多治見市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 広告料の納入方法

市が発行する納入通知書で指定された日までに納入すること。

14 問い合わせ先

〒507-8703

住所 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地

多治見市企画部財政課 財政グループ

電話 0572-22-1429 / FAX 0572-25-1289